

諮問日：平成30年6月7日（平成30年度（最情）諮問第14号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第46号）

件名：裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せの作成経緯が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）を作成するに至った経緯が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の文書中に「これまで御意見を伺っておりました」と記載されていることからすれば、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書以外の文書は、裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）（以下「本件申合せ」という。）が作成されたことにより不要となったことから、廃棄済みであ

る。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 審議
- ④ 同年10月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人が主張する司法行政文書は、本件申合せに先立って行われた裁判書の写し等の廃棄に関する照会に係る文書と解されるところ、このような文書の性質に照らせば、本件開示文書以外の文書は本件申合せが作成された後に廃棄されたという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（照会）（別添を含む。）
- 2 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（東京高等裁判所長官回答）
- 3 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（大阪高等裁判所長官回答）
- 4 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（名古屋高等裁判所長官回答）
- 5 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（広島高等裁判所長官回答）
- 6 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（福岡高等裁判所長官回答）
- 7 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（仙台高等裁判所長官回答）
- 8 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（札幌高等裁判所長官回答）
- 9 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（12月15日付け照会に対する回答）（高松高等裁判所長官回答）
- 10 裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せについて（報告）（別添を含む。）